

若年層の顧客に対する 貸付方針・取組状況等に関する調査結果 (2021年度 第2回)

令和4年2月16日

<調査概要>

- 調査対象：消費者向け貸付けを行っている協会員539者（前回調査：協会員547者）
- 調査期間：令和3年11月12日から令和3年12月6日（前回調査：令和3年5月12日から6月4日）

<調査回答者の標本構成>

- 調査有効回答数：520者（前回調査：協会員420者）
- 調査票回収率：96.5%（前回調査：76.8%）
（※回答者に係る消費者向け無担保貸付残高のカバレッジは97.7%）

1. 若年層の顧客への貸付方針と自主的な取組

- (1) 2022年4月以降の貸付方針
- (2) 親権者（親）の同意取得
- (3) 利用限度額の設定
- (4) 資金使途の確認
- (5) 50万円以下の貸付けにおける年収証明書の取得
- (6) 借入に関するアドバイス等の実施
 - ①名義の貸し借りの危険性についての説明
 - ②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認

2. 貸金業者における若年層の顧客に対する自主的な取組事例

3. 日本貸金業協会の取組

【参考】

消費者向無担保残高のある協会員の状況

1.若年層の顧客への貸付方針と自主的な取組

(1) 2022年4月以降の貸付方針・(2) 親の同意の取得方針

(1) 2022年4月以降の貸付方針

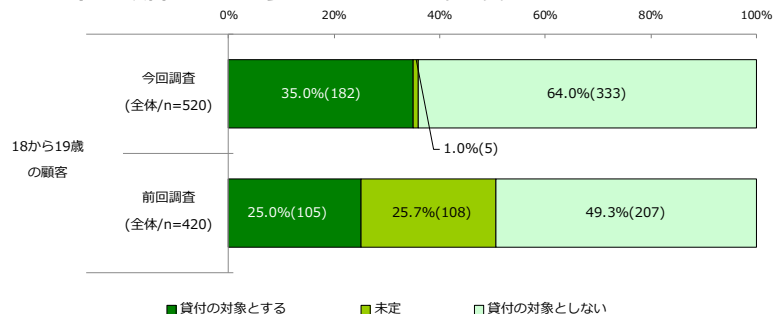
- ◆ 18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とすると回答した割合は**35.0% (182者)**、未定と回答した割合は**1.0% (5者)**となっており、**学生の顧客**を貸付対象とすると回答した割合は**16.0% (83者)**、未定と回答した割合は**1.2% (6者)**となっている。

(2) 2022年4月以降の親の同意の取得方針

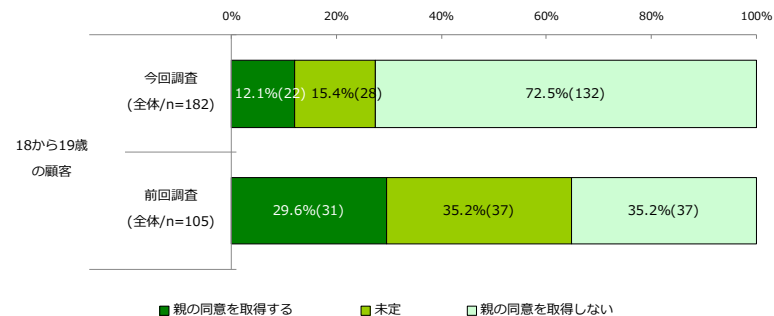
- ◆ 成年年齢の引下げ後は、18～19歳は親の同意を得ずに有効な契約を締結することが可能になるが、18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**12.1% (22者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**9.6% (8者)**において、これらの顧客への貸付に当たり親の同意を取得すると回答している。

一般の顧客

(1) 2022年4月以降の18歳から19歳の顧客に対する貸付方針



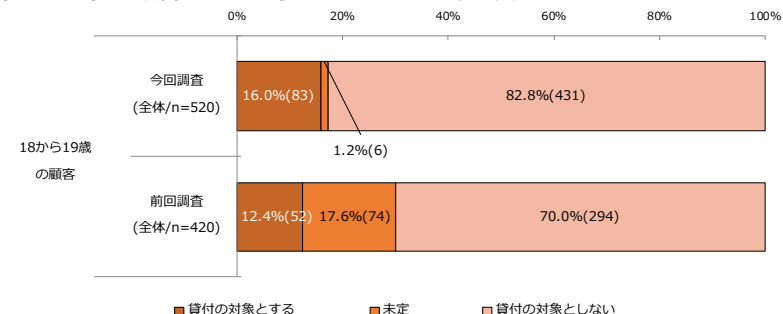
(2) 2022年4月以降の親の同意の取得方針



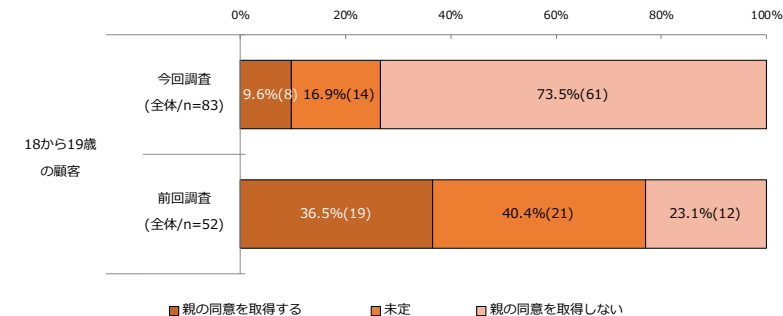
※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

学生の顧客

(1) 2022年4月以降の18歳から19歳の顧客に対する貸付方針



(2) 2022年4月以降の親の同意の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

1. 若年層の顧客への貸付方針と自主的な取組

(3) 利用限度額の設定方針・(4) 資金使途の確認方針

(3) 2022年4月以降の利用限度額の設定方針

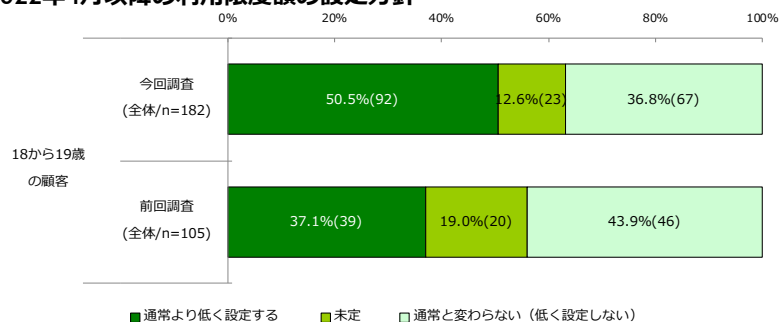
- ◆ 18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**50.5% (92者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答としており、**12.6% (23者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**56.6% (47者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答としており、**14.5% (12者)**は未定と回答している。

(4) 2022年4月以降の資金使途の確認方針

- ◆ 18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**54.4% (99者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答としており、**9.9% (18者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**50.6% (42者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答としており、**10.8% (9者)**は未定と回答している。

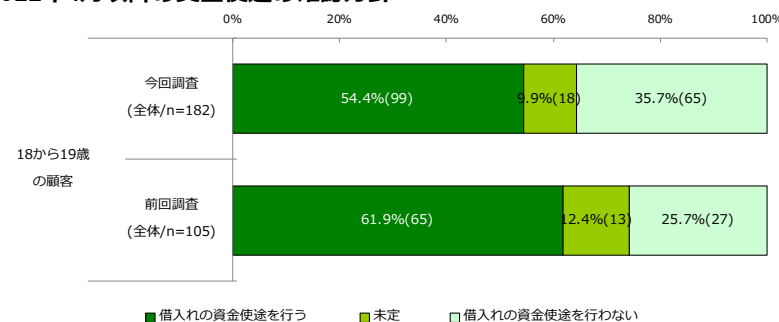
一般の顧客

(3) 2022年4月以降の利用限度額の設定方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

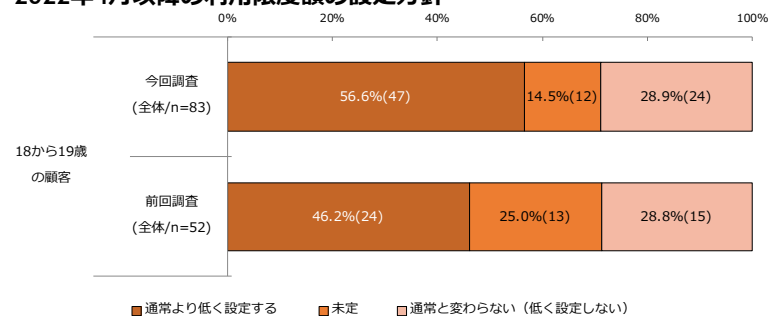
(4) 2022年4月以降の資金使途の確認方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

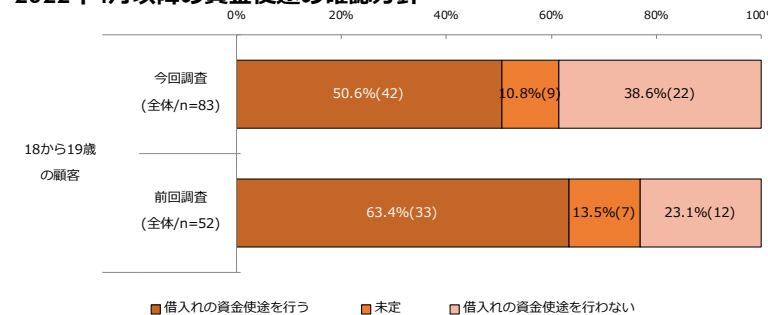
学生の顧客

(3) 2022年4月以降の利用限度額の設定方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

(4) 2022年4月以降の資金使途の確認方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

1.若年層の顧客への貸付方針と自主的な取組

(5) 年収証明書の取得方針

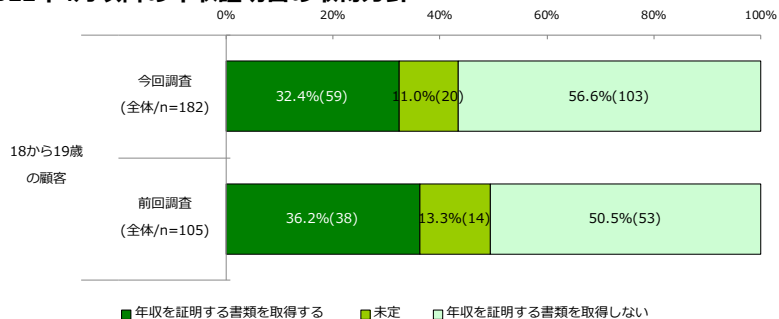
(5) 2022年4月以降の年収証明書の取得方針

- ◆ 18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**32.4% (59者)**において、これらの顧客への貸付けが50万円以下であっても年収証明書を取得すると回答しており、**11.0% (20者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**22.9% (19者)**において、同様に年収証明書を取得すると回答しており、**10.8% (9者)**は未定と回答している。

(注)自社による貸付けの金額が50万円を超える場合は、年収証明書を取得しなければならない。

一般の顧客

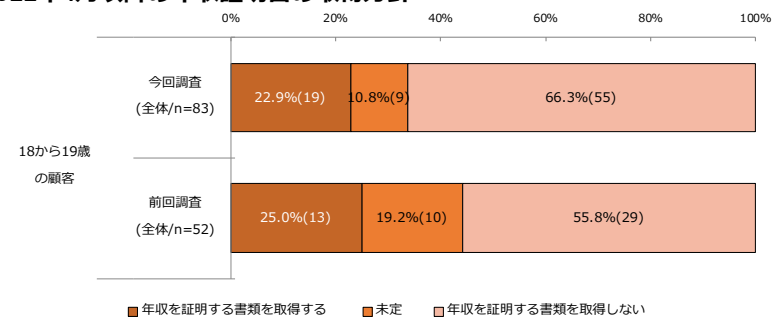
(5) 2022年4月以降の年収証明書の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

学生の顧客

(5) 2022年4月以降の年収証明書の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

1.若年層の顧客への貸付方針と自主的な取組

(6) 借入れに関するアドバイス等の実施

(6) 借入れに関するアドバイス等の実施について

①名義の貸し借りの危険性についての説明

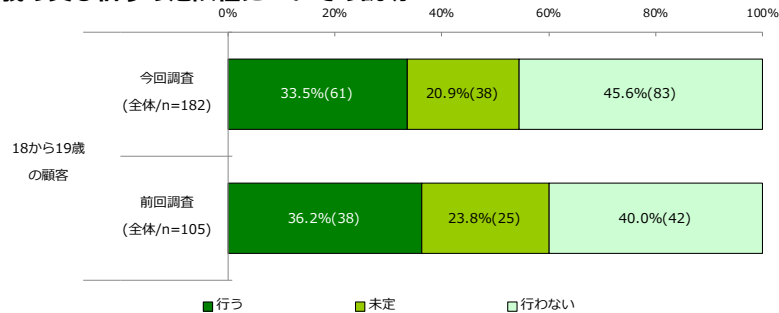
- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**33.5% (61者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**43.4% (36者)**において、名義の貸し借りの危険性についての説明を実施すると回答している。

②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認

- ◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**28.6% (52者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**38.6% (32者)**において、マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認を実施すると回答している。

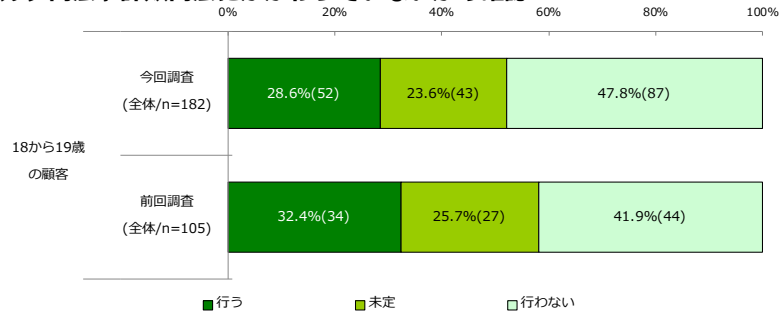
一般の顧客

①名義の貸し借りの危険性についての説明



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

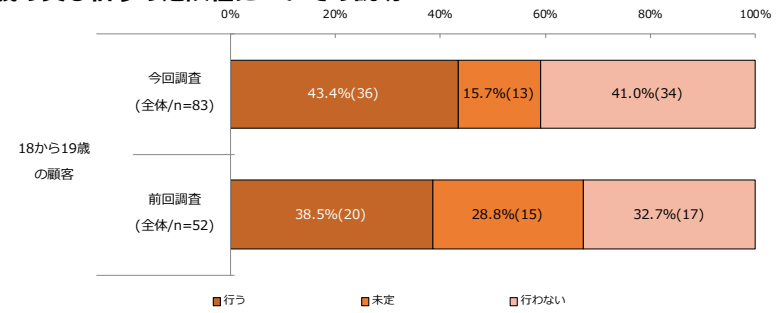
②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

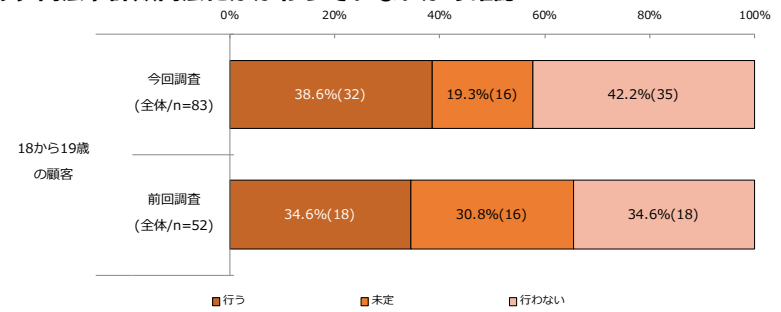
学生の顧客

①名義の貸し借りの危険性についての説明



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

若年層の顧客に対する自主的な取組事例

○ 慎重な与信審査に関する自主的な取組

- 若年層からの申込に対しては、借り過ぎになっていないか等、無理のない返済計画の提案などのアドバイスを行っている。
- 申告年収との関連性から、利用目的や申込額・返済計画などに不自然な点が見受けられる場合は、随時顧客へのヒアリングを行うなどして、慎重に審査を実施している。
- 過大な貸付を未然防止するため、商品内容を分かり易く説明している。また、事後検証のため、独自に作成した「金融商品受付チェックリスト」を使って再度重要事項・商品説明実施状況のチェックを行っている。
- 受付時の聞き取りに時間をかけており、収入支出の確認や本人の意思による借入希望であるか等カウンセリングも含めて受付を行っている。

○ 借入れに関するアドバイス等の自主的な取組

- 若年層の顧客からの質問に対しては、知識・経験等を考慮し、わかりやすい説明を行うよう努めている。
- 申込書裏面の「会員規約」及び「ご契約内容のご案内」を必ずお読みいただくよう注意喚起している。
- 若年層を含めた全顧客向けに、借入れに関する利用方法や返済計画の立て方等について、サービスサイトやアプリ内で説明を行っている。
- 店頭に啓発文を掲げるとともに、具体的な詐欺被害・マルチ商法の事例を紹介した文書を読んでもらい、読んだ旨を確認している。
- 名義の貸し借りや詐欺、マルチ商法等による被害に巻き込まれることを防止するため、具体的な手口等について説明を行い、これらに関わっていないかを確認している。

貸金業法の遵守状況の確認

- 返済能力調査義務（貸金業法第13条第1項）
- 年収の3分の1を超える貸付けの禁止（総量規制 同法第13条の2）
- 貸付金額が50万円を超える場合、年収証明書の提出義務（同法第13条第3項）



**協会の監査を通じて
遵守状況を確認**

自主的な取組の推進と教育、広報、啓発等

○ アンケート調査を通じて収集した自主的な取組の推進

- 親の同意を取得する
- 利用限度額を通常よりも低く設定する
- 借入れの資金用途を確認する 等

○ 教育

- 行政や企業の相談窓口担当者を対象とした相談員向け研修に講師を派遣
- 貸金業に従事する方を対象とした「カウンセリング的手法を取入れた顧客対応」についての社内研修などに講師を派遣

○ 広報・啓発

- 金融トラブル事例や協会のウェブサイトを紹介するYouTube広告の実施
- 高校・大学・専門学校等の教育現場や行政主催の消費者向け金銭管理等の啓発セミナーに講師を派遣
- 東京都等の関係団体・機関と連携して「ヤミ金融被害防止キャンペーン」や「ギャンブル等依存症問題啓発週間キャンペーン」などの啓発活動を実施
- 貸金業に関するトラブルを未然に防ぐための一般消費者向けのガイドブック（ローン・キャッシングQ&A B O O K等）や「ヤミ金融被害防止ポスター」、「ヤミ金融被害防止リーフレット」などの各種啓発教材を全国の教育委員会や消費者生活センター等に配布

○ 自主ガイドライン（収入の状況を示す書類の確認等）の策定

① 2022年4月以降の貸付方針

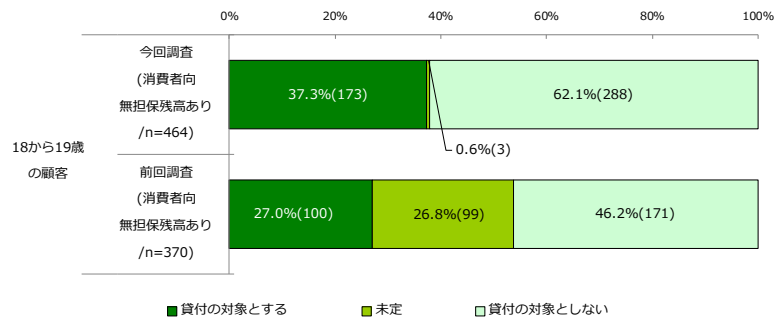
① 2022年4月以降の貸付方針

- ◆ アンケート調査に回答のあった520者のうち、**消費者向無担保残高※のある協会員464者**の2022年4月以降の貸付方針をみると、18~19歳の**一般の顧客**を貸付対象とすると回答した割合は**37.3% (173者)**、未定と回答した割合は**0.6% (3者)**となっており、**学生の顧客**を貸付対象とすると回答した割合は**17.0% (79者)**、未定と回答した割合は**0.9% (4者)**となっている。

※2021年3月末時点における消費者向無担保残高で、回答者（464者）に係る消費者向無担保残高のカバレッジは97.7%

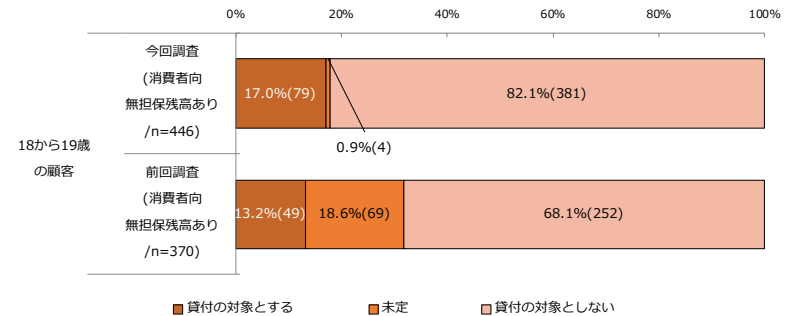
一般の顧客

① 2022年4月以降の18歳から19歳の顧客に対する貸付方針



学生の顧客

② 2022年4月以降の18歳から19歳の顧客に対する貸付方針



参考. 消費者向無担保残高のある協会の状況 (1)

②親の同意の取得方針・③利用限度額の設定方針

②2022年4月以降の親の同意の取得方針

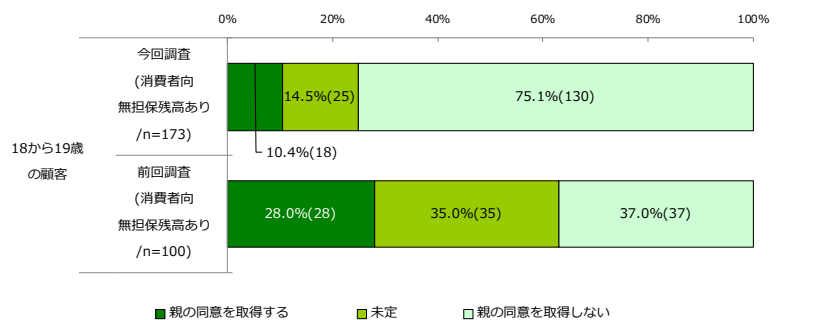
- ◆ 成年年齢の引下げ後は、18～19歳は親の同意を得ずに有効な契約を締結することが可能になるが、18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**10.4% (18者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**7.6% (6者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり親の同意を取得すると回答している。

③2022年4月以降の利用限度額の設定方針

- ◆ 18～19歳の**一般の顧客**を貸付対象とする者の**53.2% (92者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答しており、**12.1% (21者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**59.5% (47者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり利用限度額を通常より低く設定すると回答しており、**13.9% (11者)**は未定と回答している。

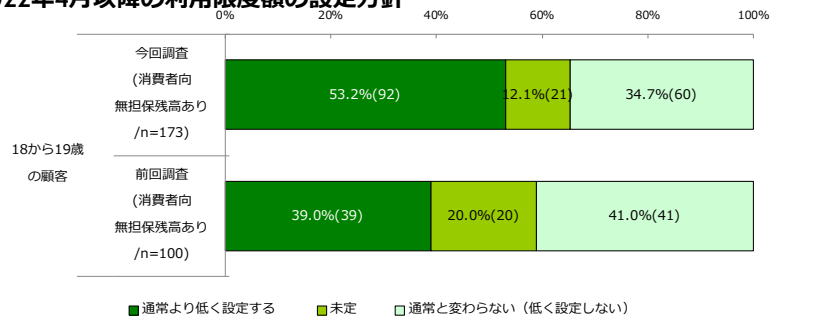
一般の顧客

②2022年4月以降の親の同意の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

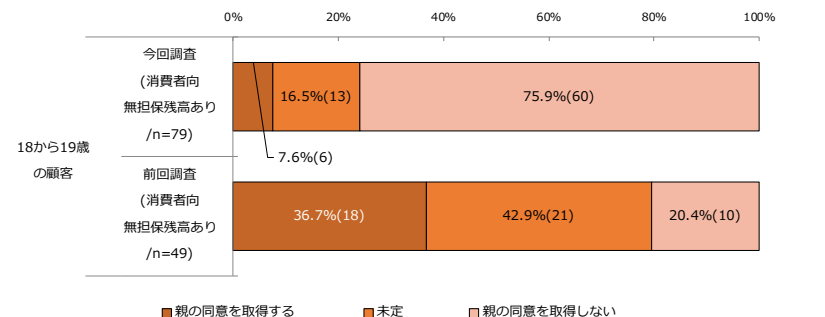
③2022年4月以降の利用限度額の設定方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

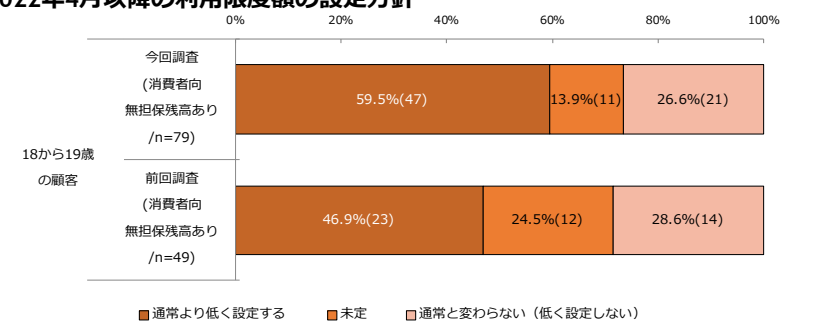
学生の顧客

②2022年4月以降の親の同意の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

③2022年4月以降の利用限度額の設定方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

④2022年4月以降の資金使途の確認方針

◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**52.6% (91者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答しており、**10.4% (18者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**49.4% (39者)**において、これらの顧客への貸付けに当たり資金使途の確認を行うと回答しており、**11.4% (9者)**は未定と回答している。

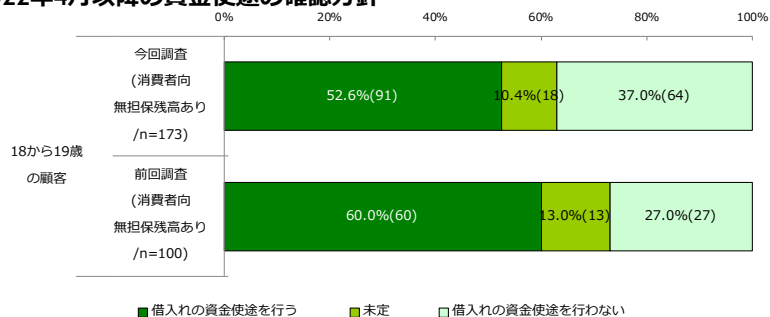
⑤2022年4月以降の年収証明書の取得方針

◆ 18～19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**30.6% (53者)**において、これらの顧客への貸付けが50万円以下であっても年収証明書を取得すると回答しており、**11.0% (19者)**は未定と回答している。また、18～19歳の**学生の顧客**を貸付対象とする者の**20.3% (16者)**において、同様に年収証明書を取得すると回答しており、**11.4% (9者)**は未定と回答している。

(注)自社による貸付けの金額が50万円を超える場合は、年収証明書を取得しなければならない。

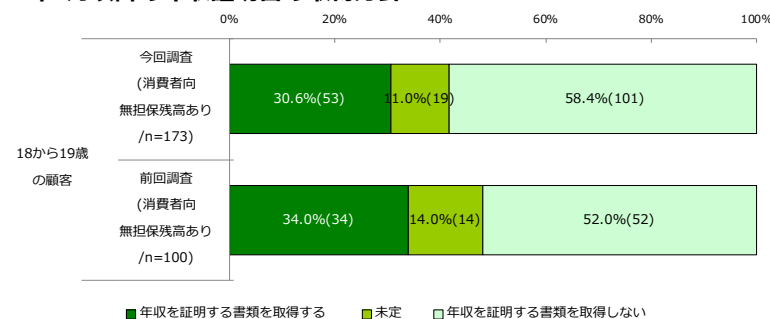
一般の顧客

④2022年4月以降の資金使途の確認方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

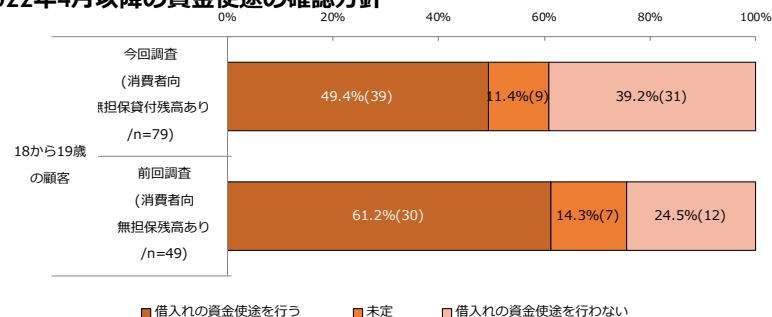
⑤2022年4月以降の年収証明書の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

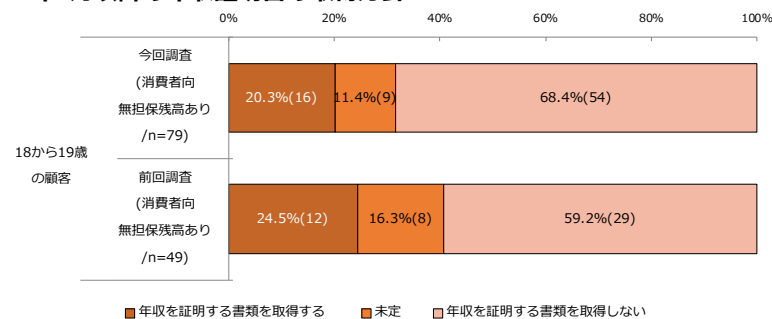
学生の顧客

④2022年4月以降の資金使途の確認方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

⑤2022年4月以降の年収証明書の取得方針



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

借入れに関するアドバイス等の実施について

①名義の貸し借りの危険性についての説明

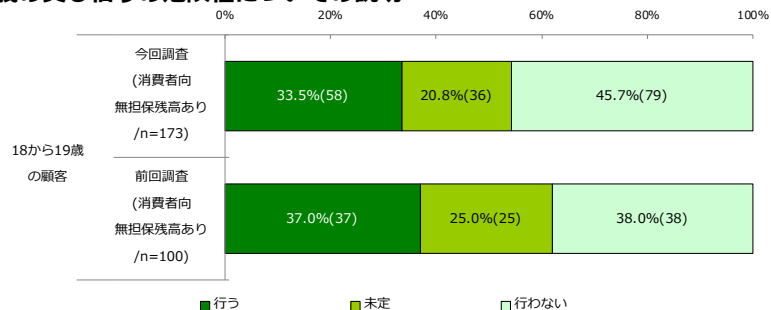
- ◆ 18~19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**33.5% (58者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**41.8% (33者)**において、名義の貸し借りの危険性についての説明を実施すると回答している。

②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認

- ◆ 18~19歳の一般の顧客を貸付対象とする者の**28.3% (49者)**、**学生の顧客**を貸付対象とする者の**36.7% (29者)**において、マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認を実施すると回答している。

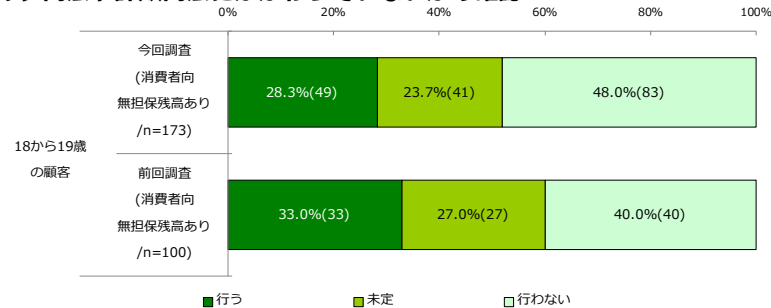
一般の顧客

①名義の貸し借りの危険性についての説明



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

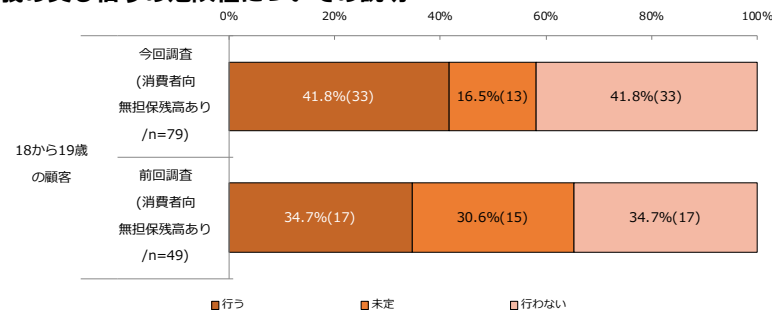
②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

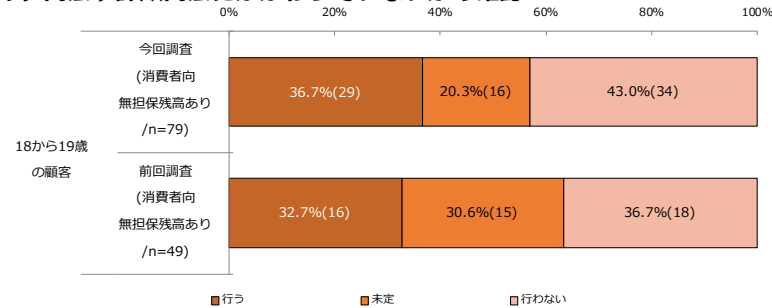
学生の顧客

①名義の貸し借りの危険性についての説明



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

②マルチ商法や詐欺商法にかかわっていないかの確認



※nは2022年4月以降の貸付方針で、対象とすると回答した者

【本調査に関するお問い合わせ先】

日本貸金業協会 業務企画部 調査課（電話番号：03-5739-3013）